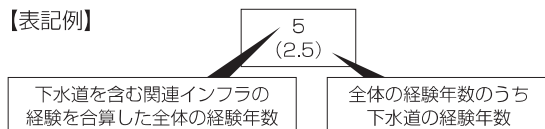


政令で定める資格の対比

■下水道法施行令第15条及び同第15条の3に定める資格要件

同第15条の3 下水道法施行令 第15条及び 同第15条の3	区 分	要 件		資格取得に必要な下水道技術に関する実務経験年数（注1）				
		卒業又は修了した学校等	卒業又は修了した学科等	履修した学科目等	計画設計	監督管理等		維持管理
						処理施設 ポンプ施設	排水 施設	処理施設 ポンプ施設
第1号	新制大学	土木工学科、衛生工学科 又はこれらに相当する課程	下水道工学	5 (2.5)	2 (1)	1 (0.5)	2 (1)	
	旧制大学	土木工学科又はこれらに 相当する課程	—	—	—	—	—	
第2号	新制大学	土木工学科、衛生工学科 又はこれらに相当する課程	下水道工学に関する 学科目以外の学科目	6 (3)	3 (1.5)	1.5 (1)	3 (1.5)	
		機械工学科、電気工学科 又はこれらに相当する課程	—	6 (3)	3 (1.5)	1.5 (1)	3 (1.5)	
第3号	短期大学 高等専門学校 旧制専門学校	土木科又はこれに相当する 課程	—	8 (4)	5 (2.5)	2.5 (1.5)	5 (2.5)	
		機械工学科、電気工学科 又はこれらに相当する課程	—	8 (4)	5 (2.5)	2.5 (1.5)	5 (2.5)	
第4号	新制高等学校 新制中等教育学校 旧制中等学校	土木科又はこれに相当する 課程	—	10 (5)	7 (3.5)	3.5 (2)	7 (3.5)	
		機械科、電気科又はこれら に相当する課程	—	10 (5)	7 (3.5)	3.5 (2)	7 (3.5)	
第5号 第6号	日本下水道事業団法施行令 第4条第1項に定める技術検定	第1種技術検定合格	—	3 (0.5)	2 (0.5)	1 (0)	—	
		第2種技術検定合格	—	—	2 (0.5)	1 (0)	—	
		第3種技術検定合格	—	—	—	—	2 (0)	
第7号	建設業法第27条による第二次検定 の合格者（一級土木施工管理技士）	土木施工管理に合格した者	—	3 (1.5)	1.5 (1)	—		
第8号	技術士法による二次試験	下水道を選択科目として上下水道部門に合格した者	—	0 (0)	—	—	0 (0)	
		水質管理又は廃棄物・資源循環を選択科目として衛生 工学部門に合格した者	—	—	—	0 (0)		
第9号	上記に定める学歴のない者	—	—	10 (5)	5 (2.5)	10 (5)		
第10号	新制大学の大学院	5年以上在学（卒業）	下水道工学	2 (1)	0.5 (0.5)	0.5 (0.5)	0.5 (0.5)	
	新制大学の大学院又は専攻科 旧制大学の大学院又は研究科	1年以上在学	下水道工学	4 (2)	1 (0.5)	0.5 (0.5)	1 (0.5)	
	短期大学の専攻科	1年以上在学	下水道工学	7 (3.5)	4 (2)	2 (1)	4 (2)	
	国土建設学院等	上下水道工学科	—	8 (4)	5 (2.5)	2.5 (1.5)	—	
	外国の学校	日本の学校による学歴、経験年数に準ずる。			—	—	—	—
	指定された試験	下水道管理技術認定試験（処理施設）		—	—	—	2 (1)	
	指定講習	国土交通大学校	専門課程下水道科研修	—	5 (2.5)	2.5 (1.5)	—	
日本下水道事業団		下水道の設計又は工事の監督管理資格者講習会	—	5 (2.5)	2.5 (1.5)	—		
		下水道維持管理資格者講習会	—	—	—	5 (2.5)		

【表記例】



<関連インフラ>

- ・計画設計及び実施設計・工事の監督管理の場合
下水道、上水道、工業用水道、河川、道路
- ・維持管理の場合
下水道、上水道、工業用水道、し尿処理施設

■「計画設計」とは、事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。

■「監督管理等」とは、実施設計（計画設計に基づく具体的な設計）又は工事の監督管理（その者の責任において工事を設計図書と照合し、それが設計図書の通りに実施されているかどうかを確認すること。）をいう。

■「維持管理」とは、処理施設等の運転管理等をいう。

※令和6年1月現在、国土交通省が省令改正作業を上表の内容で進めています。
内容に変更が生じた場合には速やかにJSホームページに掲載いたします。